

系目録」(第三卷 九三八―九七八頁、第四卷 九三六―九七八頁)であろう。この目録は「Jeanne Lemarrrier 指導のもとに一三〇種類餘の著書、雜誌(たんに法律雑誌だけでなく、より一般的な雑誌、またはときおり國際的な法律問題を取りあつかうことのある各種の専門雑誌をもふくむ)その他から集められた國際法および國際關係の文獻(フランス語でかかれた)の目録であり、それが體系的に(一般、國際法の淵源、國際法の主体、一般的國際機構、地域的機構、國際公域、國際法の特殊問題、技術援助、紛争の平和的解決、安全保障、戦争法、内亂・叛亂、國際關係に分類され、さらにそれぞれが細分されている)整理されている。少くとも新しいフランス語の文獻の目録に關するかぎり、これほどゆきとどいたものは他にないであろう。毎卷その年度中に發表された關係文獻をこのように網羅的に、かつ體系的に、かなりの頁数をさいて掲載していることは、たしかにこの年鑑の一つの特色であり、またその利用價值を一段と高めるものであろう。なお「教育と會議」の項(第三卷 九一―九九頁、第四卷 九六―一〇三頁)には、「第三卷」に「フランスにおける國際法教育一九五六―一九五七年度」、「國際法學會第五八會期」、「歐洲石炭鐵鋼共同體に關するミラノ、ストレサ國際會議」および「ハーグ國際法アカデミー國際法・國際關係研究センター」の記事が、また第四卷には、「フランスにおける國際法教育一九五七―一九五八年度」、「國際法協會第四八會期」、「政治學國際協會」、「法學國際協會」、「國際技術協力専門家養成センター」、「ニース法學研究院政治學高等研

究センター」、「ハーグ國際法アカデミー國際法・國際關係研究センター」および「エックス・マルセーヌの討議と國際裁判の危機」についての記事がのっている。

卷末には、アルファベット順、引用判決、引用條約・協定等のかなりよく整った索引が付されている。

なお第四卷の卷頭に「ヨルジュ・セル教授の「イン・メモリアム」ジルバール・ジデル教授」があり、一九五八年七月二日に死去したジデル教授の輝かしい生涯と業績をたたえている。ジデル教授はこの年鑑の顧問でもあったし、また創刊號に序文をよせていた。

(一九六〇・八・五)(小樽商大講師)

K・A・エックハルト編『サリー法典』

K. A. Eckhardt, Pactus legis Salicae.

I. Einführung und 80 Titel-Text. Göttingen. 1954. (I)

II-1. 65 Titel-Text. Göttingen. 1955. (II-1)

II-2. Kapitularien und 70 Titel-Text. Göttingen. 1956. (II-2)

Lex Salica, 100 Titel-Text. Weimar. 1953. (III)

(Germanenrechte. Neue Folge. Abteilung Westgermanisches Recht.)

石 川 操

こゝにかゝける「サリー法典」三卷四冊本は、編者K・A・エックハルトの戦前より戦中戦後にかけての約二十年にわたる研究の成果として公刊されたものである。戦前エックハルトは、彼の總監修になる「ゲルマン諸部族法典」舊版においても、サリー法典のラテン語テキストおよびそのドイツ語譯を公刊しているが、舊版が主として啓蒙的性格を持つものであるのに対して、この新版は極めて高い學問的水準を示すものである。いふまでもなくサリー法典は、ヨーロッパ初期中期において政治的文化的に指導的役割を演じたフランク族の部族法典であり、その史料としての重要性が古くから注目され、十六世紀中期以後十九世紀中期までに公刊された約二十種のいわゆる古刊本は別としても、十九世紀中期以後、この法典が批判的な歴史研究の對象としてとりあげられてから現在にいたるまでに十數種の刊本が公刊されている。その中では特に、十點の手書本のテキストを並列的にかかげたJ・H・ヘッセルスの總括的な刊本⁽²⁾や、語彙の註釋の豊富なことを特色とするH・ゲフケンの刊本⁽³⁾などがそれぞれ特色あるものとして重用されて來たが、このように數多くの刊本が存在するにもかかわらず、「モヌメンタ・ゲルマニアイ・ヒストリカ」では、今なおサリー法典の刊本は公刊されていない。すなわち「モヌメンタ」の創設當初からサリー法典の刊行計畫が立てられ、G・H・ベルツ、R・ゾーム、M・クラマー、B・クルシニなどによって公刊のための準備

研究が進められながらもその實現を見るにいたらなかった。このような事情の下で、エックハルトによって公刊されたこの新刊本は、現在の學界の研究水準において望み得る最高のものであつて、當然「モヌメンタ」の刊本に代るべきものであり、この分野での最高の權威者である彼のこの業績を凌駕するものは近き將來において現れることはないであらう、とまで高く評價されているのである。

- (1) Germanenrechte. Texte und Übersetzungen, hg. K. A. Eckhardt. Bd. 1. Die Gesetze des Merowingerreiches. 1935. Bd. 2. Die Gesetze des Karolingerreiches I. Salische und ribuarische Franken. 1934.
- (2) "Lex Salica; The ten Texts with the Glosses and the Lex Emendata, synoptically edited by J. H. Hessel. With Notes on the Frankish Words in the Lex Salica, by H. Kern." London 1880.
- (3) H. Geffken; Lex Salica, zum akademischen Gebrauche herausgegeben und erläutert. Leipzig. 1898.
- (4) サリー法典の研究史的考察、特に「モヌメンタ」における刊行計畫とそれをめぐつて行われた論争については、石川操「レックス・サリカ研究の発展」(一橋研究二號一九五六年)参照。
- (5) エックハルトの新刊本(但し Bd. I. および Bd. III. のみ)についてのR・ブッフナーによる書評 Historische

Zeitschrift. Bd. 182. 1956. S. 366—394. bezw. S. 368.

II

エックハルトの新聞本の中で行われている準備研究 (Bd. I, S. 17—238, Bd. II-1, S. 17—95, Bd. III, S. 9—99) では、従来學界で論議の対象となつた諸問題、すなわちサリー法典のプロローグ、エピローグ、附加勅令、マルベルク註釋、貨幣制度の問題など殆んどあますところなく検討され、文字通りそれはサリー法典に關する綜合的研究であるが、その中で特にテキスト批判および法典成立史の問題が中心となつてゐるので、以下私はこの二つの問題を中心としてエックハルトの研究について述べてみたい。

(I) テクスト批判

サリー法典のテキストを傳えている現存手書本は、エックハルトによつて、斷片を含めて全部で八十四點があげられてゐる。エックハルトは、これら手書本に番號を附し、それらによつて傳えられてゐる法典のテキストを次に示すように A, B, C, D, E, K の六種 (嚴密に言えばそのほかに S および V の二種をあげてゐるので合計八種となる) に分けてゐるが、この分類は、あのヘッセルスの刊本において行われ、H・ブルナーによつても踏襲されて來た古典的分類とほぼ一致するものである。

Textklasse A (65 Titel) Hs. A₁—A₄,

Textklasse B (65 Titel)

Textklasse C (65 Titel) Hs. C₁—C₆.
Textklasse D (100 Titel) Hs. D₁—D₆.
Textklasse E (99 Titel) Hs. E₁₁—E₁₆.
Textklasse K (70 Titel) Hs. K₁₁—K₃₁.

この分類で注目すべき點は、エックハルトが、現存の手書本には傳えられてゐないが、ヘロルド刊本および若干の手書本に部分的にその痕跡をとどめてゐるものとして、B テクストの存在を想定してゐることである。そしてまたこれはテキスト批判の結果として明らかにされることではあるが、サリー法典のこれら六種のテキストへの分化は、エックハルトによれば、それがテキストの傳承上の變化によつて生じたものではなく、法典テキストの新たな編纂によつて生じたものと考へられてゐるのであり、エックハルトはこれら六種のテキストについて、六十五章より構成される A, B, C の三種のテキストをメロヴィンガー時代のテキスト (Pactus legis Salicae)、D および E のいわゆる百章本を初期カロリング時代のテキスト (Lex Salica)、七十章の K テクストをカール大王戴冠後のテキスト (Lex Salica Karolina) と呼んでゐるのである。

ところでこれら八十數點の現存手書本の中で、わずかに二點のみが八世紀後半に成立したものであり、他はすべて九世紀以後のものである。したがつて、通説やエックハルトにしたがひ、サリー法典の最古のテキストすなわち原初本の成本を六世紀初頭に求めるとするならば、現存手書本の成立までにはすくなくと二世紀半以上の時間的經過が存在するわけであり、この長

期にわたるテキストの傳承という点からのみ考えて見ても、現存手書本によって傳えられている法典のテキストがすでに多くの變化を蒙っていることは當然である。法典テキストの公刊にあたり、第一に要請されるテキスト批判の任務は、ある意味では極めて偶然的に傳承されている幾多の手書本の比較検討を通じて、諸手書本間の相互關係およびそれら手書本とその範本、原原本さらには原初本との系譜關係を明らかにし、いずれの手書本が法典の原初本に最も近いテキストを傳えているかを確定することである。エックハルトのテキスト批判における方法上の特色は、第一に現存手書本について可能なかぎりその原本あるいは寫眞版によって検討し、かれの研究の出発点を何よりもこの手書本自體の検討に求めたこと、第二に現存手書本が傳えているテキストの比較検討を行うに際して、字句や章句あるいは綴りなどについて注目する言語學的方法が中心的役割を演じていること、第三に従來のテキスト批判において、特に法律學者によって行われた、法典の規定内容の比較という点からする法律學的方法は後退していること、以上の點が特に注目されるべきであろう。

ともあれエックハルトは、Aテキストを傳えるA₁、A₂、A₃、A₄の四點の手書本について比較検討を行い、諸手書本間の相互關係およびそれら手書本とテキストの原原本との關係、さらにはA以外のテキストの關係をも検討し、その結果Aテキストの最優位を主張することになるが、その中でも特に手書本A₁(P₁)、P₁is. Bibl. Nat. lat. 4404)のA₂、A₃、A₄に對する相對的優位

を立證するのであり、この結論もまた古典的見解に等しい。同じようにB、C、D、E、Kの各種テキストおよび手書本について検討が加えられ、それにもとづいて手書本系圖(Stemma)が作成されることになるが、これらの操作は單に諸手書本あるいは諸テキストの價值關係——原原本あるいは原初本にいずれが近いかという意味——を確定することに止らない。それらの操作はさらに、現存手書本が傳えるテキストにおける後世の附加部分あるいは削除部分を指摘することによって、各種テキストの本來の姿、すなわち原原本を再構成するという極めて困難な課題にも應えようとするものである。

(6) H. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte. Bd. 1. 2. Aufl. 1906. S. 427 f. なおサリイ法典に關する古典的見解については、久保正幡氏「サリカ法典」(昭和二十四年)においてかなり詳しく述べられている。

(7) エックハルト自身は、原初本あるいは原原本という言葉を使わずに使用していないが、私はこゝでは、最古の法典テキストそのものを原初本、現存手書本から公約數的に想定され得る各種テキストの最初の姿を原原本として理解し、この用語を用いている。現存手書本と原原本ないしは原初本との原理的な關係の問題については、上原專祿氏「バイエルン部族法典研究の進展」(獨逸近代歴史學研究一七一頁以下)およびそれに対する世良晃志郎氏の批判「バイエルン部族法典」三三頁以下において述べられている。

(2) 法典成立史

エックハルトの法典成立史研究は、A、B、C、D、E、Kの六種のテクスト、より正確に言えばそれぞれのテクストの原型本が何時成立したかという點にむけられ、法典成立史研究にかかわる諸問題ももっぱらこの觀點から論じられている。この場合、エックハルトによれば、Aテクストに先行するテクストは存在しないから、Aテクストの原型本の成立は、法典の原初本の成立にはかならない。

Aテクストの成立年代の考證にあたっては、第一に若干の手書本に伝えられているいわゆるマルベルク註釋が六世紀に成立したものであること、第二に法典の贖罪金の規定に見られる一ソリドス＝四デナリウスの價值關係の貨幣制度が六世紀のメロヴィンガー王國內に行われていたこと、第三にサリー法典と他の諸史料との關係、すなわち一方では西ゴート法エッリック王法典(Codex Eurici)およびブルグンド法典がサリー法典に對して範本としての位置を占め、したがってサリー法典の成立はブルグンド法典の成立以後、すなわち早くとも四七四年以後であること、他方では六世紀のメロヴィンガー諸王の勅令特に「ヒルベリック勅令」(Edictum Chilperici)および「ヒルデベルトおよびクタロールの平和維持のための協定」(Pactus pro tenore pacis Childeberti et Chlothari)とサリー法典との關係から、サリー法典の成立は右の勅令の成立以前すなわち五二四年、すくなくとも五五七年以前であること、第四に歴史的背景、すなわちサリー法典第四十七章の規定(Tit. 47. § 1. Et si citra *Ligere* aut *Carponaria* ambo manent, ~)

3. Quod si trans *Ligere* aut *Carponaria* manent, ~)における *Ligere* をロワール河と理解し、フランク王國の領土がロワール河以南に擴大したのは西ゴート戦争以後、つまり五〇七年以後であるから、この規定を含むサリー法典の成立も五〇七年以後であること、そしてサリー法典の成立が五〇七年以後であるとしても、それはクロードヴィッヒ王の統一的支配の時代すなわち五一年以前か、あるいは五一年以後、かれの子供達の分割支配の時代のものであるかについては、むしろ前者における成立と考える方が妥當であること、以上の四點の考證にもとづき、エックハルトはAテクストすなわち法典の原初本の成立をクロードヴィッヒ王治下五〇七年より五一年の間と結論することになるが、これもまたH・ブルンナーなどの古典的見解と一致するものである。

B、C、D、E、Kの各テクストの成立年代については、ここでは單にエックハルトの結論のみをかかげることとする。

Bテクスト(六十五章)。アウストラシア分王國において、テウデリック一世(五一—五三三)、テウデベルト一世(五三三—五四八)あるいはテウデバルト王(五四八—五五五)の時代に成立。リブリア法典および上部ドイツ部族法典の範本として利用されたのはこのテクストである。

Cテクスト(六十五章)。五六七年より五九六年の間、多分グントラム王の分王國ブルグンドにおいて成立。

Dテクスト(百章)。ビビン王治下、七六三年より七六四年の間に成立。

Eテキスト(九十九章)。Dテキストの修正本。カール大王治下七八年に成立。

Kテキスト(七十章)。カール大王戴冠直後、すなわち八〇二年より八〇三年の間に成立。

(3) 刊本の様式

以上の準備研究にもとづいて公刊された刊本の様式はどのようなものであろうか。

エックハルトは法典のテキストを公刊するにあたって、單に一つの手書本のテキストをそのまま機械的に印刷するのではなく、諸手書本の比較検討を通じてテキストの正しい字句を決定し、また現存手書本のテキストにおける後世の附加部分あるいは削除部分を明らかにし、各種テキストの原型本を再構成することに努めている。第一巻の末尾にかかげられたヘロルド刊本の寫眞版は別として、かれはA、B、C、D、E、Kの六種のテキストをこの原則に従って公刊しているのである。すなわち第二巻第一部では、A、B、Cの三種のテキスト(Pactus legis Salicae)にして、左葉にラテン語原文、右葉にそのドイツ語譯をいずれも上段にかかげるのであるが、A、B、Cのいづれにも共通するテキスト、すなわち法典の最古の部分——これはAテキストにはかならないが——を正字體(Attiqna)で印刷し、Bテキストにのみ固有の部分(角括弧「」)でかこい、Cテキストにのみ固有の部分(イタリック)で印刷している。中段には問題點の註および範本諸史料を、そして下段にA、B、Cのすべての手書本の異訓を網羅的にかかげている。

第二巻第二部においては、前半でサリー法典の附加勅令(Ordnungsbuch I~VII)のラテン語原文とそのドイツ語譯を、そして後半ではKテキスト(Lex Saliica Karolina)のラテン語原文をかかげている。

第三巻ではいわゆる百章本のDおよびEテキスト(Lex Saliica)のラテン語原文を並列的にかかげ、Dテキストについてのみそのドイツ語譯を附している。附加勅令およびD、E、Kのテキストについても諸手書本の異訓を下段にかかげていることは、A、B、Cのテキストの場合と同様であり、また巻末にはそれぞれのテキストについて語彙の索引が附され、利用者には便宜を供している。

なおドイツ語譯は文字通りラテン語原文の忠實な翻譯であり、語彙の内容的な問題については註釋その他一切附されていないので、この點に関してはゲフケンの刊本などが今後ともなお價値あるものとして利用されることであろう。

III

以上エックハルトの刊本について概観して來たが、最後に私は初期中世史研究にたずさわるもの一人として、サリー法典の歴史的 성격の問題について考えて見たいと思う。

最近の初期中世史研究の諸成果により、十九世紀以來の古典的な法制史の畫像が崩壊を餘儀なくされるにつれて、從來フランク時代の法制史的研究にとって最も重要な史料として考えられて來たサリー法典の史料價値に對して數々の疑問が投げせら

れているようである。特に當法典にもとづき、自由で平等な權利を持つ一般自由人 (Gemeinfreie) を中核として畫かれて來たフランク時代の社會構造に關する畫像は、最近の歴史研究の諸成果と著しく矛盾するにいたっている。たしかに、サリー法において規定されているフランク人の法的身分は、自由人 (ingenuus)・半自由人 (littus)・奴隸 (geruus) の三種であり、すくなくとも法的身分としての貴族についての規定は存在しないから、最近 H・ダンネンバッター⁽⁸⁾ などによって主張されている貴族支配 (Adelsherrschaft) の概念からすれば、サリー法典は極めて不可解な史料となるであろうし、またフランク王國におけるローマ人の地位について行われたダンネンバッター⁽⁹⁾ や Th・マイヤー⁽¹⁰⁾ の研究も、ローマ人についてサリー法典にもとづいて畫かれた古典的法制史の畫像を根本的に修正するものといひ得るであろう。

ところでこのような事實は、サリー法典の史料的价值そのものを完全に否定することを意味するのであるか。たしかに、その時代の歴史的現實を素朴に反映する史料のみが、歴史研究にとって史料的价值があると考えられるならば、サリー法典のそのような意味における史料的价值は著しく限定されたものといわざるを得ない。しかしながら一般に法律史料が、その成立時代の歴史的現實を素朴に反映するものでなければならぬという前提自體がむしろ問題であり、ここにあらためて史料と歴史的現實との關連、すなわち史料の歴史的 성격の問題が提起されるのである。

エックハルトによるサリー法典の研究、なかんずく法典成立史研究は、もっぱら法典のテクストが何時成立したかということに關して行われているのであり、この點について私は廣い意味での史料批判の原理的な問題として疑問を抱かざるを得ない。もとより史料刊行者にとっては、史料の成立年代の考證は第一義的に要請される不可缺の條件ではあるにちがいないが、すくなくとも歴史研究者にとっては——もちろんこのような分業意識自體が問題ではあるが——史料の成立年代の考證をも含めて、史料の歴史的 성격の把握ということが史料批判の本質的課題であるといひ得るであろう。サリー法典に即していえば、六世紀初頭における法典の原初本の成立を含めて、九世紀初頭にいたるまでの約三世紀の間において六種のテクストがどのような形で成立したことの歴史的意義の把握が決定的に重要なことなのである。より具體的にいえば、そもそもサリー法典がどのような歴史的狀況の下に、何を目的として成立し、また實際にその法によって何を把握し得たのか、という問題である。エックハルトの法典成立史研究においては、意識的か無意識的にか、右の問題に應えようとする志向は殘念ながら認められな

い。

サリー法典の歴史的 성격についてのかつての論争は、もっぱらそれが慣習法か制定法かの點をめぐって戰わされて來たが、そのいずれの立場に立つにせよ、十九世紀以來の古典的な法制史家の基本的立場は、初期中世の法制の發展に對するフランク法の支配的影響力を認め、フランク王國はフランク法によって

一元化された制度にもとづいて支配されたという見解を採る。

この立場は、有名なあのR・ゾームの研究⁽¹⁰⁾の中に典型的に表現されているし、H・ブルンナーもその例外ではない。サリー法典はこのような意味におけるフランク法の最古の法源として一般に理解されて来たのである。したがって、フランク族はもとより、他のゲルマン諸部族さらにはローマ人の社會構造および諸制度の把握においても、それらをフランク法的な概念によつて一元的に把握しようとする立場には、むしろ無意識ともいえるほどの根強い傳統が存在したと考えられる。カロリナー時代の諸部族法典における諸身分について比較的研究を行ったP・ヘックも、方法的にこのような立場に立つものと見られるであらう。

サリー法典の歴史的性格の再吟味ということは、右にのべたような事情からしてもわれわれ中世史研究にたずさわるものにとつて極めて重要な課題であるが、しからばそれはどのような方向において行われるべきであろうか。すくなくともそれは、かつての十九世紀流のフランク法絶対視の觀點ではあり得ない。一つの方向としていい得ることは、サリー法典の時代的にはもとより地域的な適用範囲を明らかにし、そしてそれが主としてどのような人間の、どのような社會關係を規制しようとしたのか、また實際にどれだけ規制し得たのか、それらのことをフランク王國の政治過程の中で明らかにすることであらう。

エックハルトの法典成立史研究の中で、かれが史料の歴史的な性格について沈黙していることは、かつてのあまりにも概念的

な法律學的な論争に對する批判という意味で理解出来ぬでもないが、史料の歴史的な性格の把握ということは、より新しい意味において要請されるべき問題であらう。そこにおいてはじめて、史料批判と歴史研究とが單なる機械的な分業としてではなく、兩者を含めた廣義の歴史研究の中に内面的に結合されるのではないであらうか。

(8) H. Dannenbauer, Grundlagen der mittelalterlichen Welt. 1958 中の諸論文。

(9) H. Dannenbauer, Die Rechtsstellung der Gallorömer im fränkischen Reich. Grundlagen der mittelalterlichen Welt. 1958. S. 94—120.

(10) Th. Mayer, Die Königsfreien und der Staat des frühen Mittelalters. Vorträge und Forschungen. Bd. II. 1955. S. 25f.

(11) この点については特に「モメンタ」におけるサリー法典の刊行計畫の下に行われたM・クラマーの準備研究をめぐつて論争が展開された。前掲石川操「レックス・サリカ研究の發展」参照。

(12) R. Sohn, Fränkisches Recht und Römisches Recht. Prolegomena zur deutschen Rechtsgeschichte. 1880. 久保正輔・世良晃志郎兩氏譯「フランク法とローマ法」。

(13) H. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte. I. Bd. 2. Aufl. 1906, 2. Bd. 2. Aufl. 1928.

(47) Ph. Heck, Die Gemeinfreien der karolingischen
Volksrechte, 1900.

(一橋大學大學院學生)

L・ドオル、J・ヴィルノオ著

『海法における曳船』

L. Dor, J. Villeneuve; Le Remorquage en Droit
Maritime, 1959, p. 216. Paris (L. G. D. J.)

原 茂 太 一

曳船(挽船)企業は、海上運送企業、救助企業などとともに、海商法の研究対象であるが、これから紹介しようとする著書は海上曳船契約の研究である。

題名の《Le Remorquage》という概念は廣い意味を持つ。著者はその一般的定義として、「企圖した移動を遂行するために必要な手段を持たないかもしくは持たなくなったすべての物體を移動させるため外部的動力(Une force motrice extérieure)に依存するとき、《remorquage》が存在する。」としている。従って、その中には、船舶のみならず航空機、車輛の曳航ないし牽引が含まれる。さらに船舶のみでなく、筏や浮標等の自走力のない物體の曳航をも含んでいる。またさらにこの中

から海上における曳船だけをとり出して、それは種々の形をとらう。すなわち、通常は曳船契約に基いて行われるであろうが、救助(sauvetage)や救援(assistance)の場合にも行われる。本書の著者は、これらのいわゆる《remorquage》の中から、海上曳船契約のみをとり出して研究の対象としている。

もともと、曳船契約は蒸氣機關の發明によりその隆盛が可能となった新しい契約形態であって、各國とも契約についての法の規定を持たず、曳船契約から生ずる諸問題の解決および曳船契約の體系化は、學說・判例の研究にゆだねられているのが實情である。

一方が國では、これについての研究は少なく、判例もまた生起しうるのであろう諸問題の一部に答えているにすぎない。曳船契約については將來の研究にゆだねられるところがきわめて大きいといえる。

このような時に、本書は、實務家(辯護士)たる兩著者が、フランス海法における曳船契約についての學說・判例の發展の段階を我々に示してくれるものである。本書の要は、曳船の歴史および技術、法律上の淵源、契約上の淵源、學說判例における大きな論争點にわけられている。

本書における特色といえは、つぎのような點にあると考えられる。

第一に、著者は一六の企業につき約款の規定を整理し、それを體系化し、いわば約款の形において行われる生きた曳船契約